独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。 -)がコンサルタント等との 業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争(プロポーザル方式)を採用しま

す。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日(小規 模と位置付けられている案件については、原則本日)から配布しますので、応募 のためのプロボーザル作成に当たっては、 同業務指示書に基づき、 ページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部 (Tel:03-5226-6612) あてにお願いします。 注)本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダ ウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報> お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契 約】」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410 01.html)を参 照願います。

2013年12月18日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 小寺 清

【1.プロポーザル提出の資格】 以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。 プロポーザル提出の有資格者(共同企業体を編成する場合の構成員を含む)は、平成25・26・27年度全 省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。 資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

関係の詳細にプいては、当機柄ホームペーン・競争参加資格番貨」 (http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)を参照願います。 会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、 更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。 また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程 (調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の 資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。 ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。 ・資格・財間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。

- ポーザルを受付けます
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続 きを進めます
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

. 業務指示書の配布】 [2

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定 します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書(写)及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同(写)を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

生田っ」で四40010に1010に1010には、同笛写を振小原へにけて紀傳です。 また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、 その結果通知書(写)に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2~3 営業日で結果通知させていただいています。 なお、業市書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申 ままの異様ま(写)等を担三節います。

請書の受領書(写)等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3.情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コ

本公示により、プロポーリルを提出するコフリルタフト寺においては、その法人、個人、関係名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。 なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただき

ます。

「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、下記リンク 具体的には、 のとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html) また、下記(1)に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1)公表の対象となる契約相手方(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。) 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。 ア・当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長 相当職以上のは、役員のほか、投資等(注)として再続い取りていること。
- 相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること 注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や 業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。 イ.当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること (2)公表する情報 契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。 ア.対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 イ.契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高 ウ.契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合 エ.一者応札又は応募である場合はその旨 (3)当機構の役職員経験者の有無の確認日

- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
- 当該契約の締結日とします。
- (4)情報の提供
- 契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号: 7 国名: イラン 担当: 地球環境部 案件名: アンザリ湿原環境管理プロジェクト・フェーズ

1 契約予定期間:2014年4月上旬~2019年3月下旬

2 参加要件

海外における流域管理に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス(予定)

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間:2014年1月8日から2014年1月10日17:00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。(冒頭留意事項2.参照)

(2) 業務指示書等ダウンロード期間:2014年1月8日から2014年1月14日23:59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出:2014年1月31日12:00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 2月中旬

(5) 契約交涉 : 2月中旬~2月下旬

5 業務の目的

イランのカスピ海沿岸のギラン州(人口約240万人、2011年時点)に位置するアンザリ湿原(約193k㎡)は、渡り鳥の飛来地として国際的に知られており、1975年にはラムサール条約登録湿地(150k㎡)として認定された。しかし、その後の人為的影響により環境が悪化し、1993年には優先的な保全措置が必要な湿原としてモントルーレコードに追加された。しかし、その後もアンザリ湿原の環境は、下水・排水や廃棄物の流入、上流域からの土砂の流入等により悪化が進行したため、イラン政府はアンザリ湿原保全を目的とする総合調査に必要な技術協力を我が国政府に要請し、JICAは2003年2月から2005年3月まで、開発調査「アンザリ湿原生態系保全総合管理計画調査」を実施した。同調査では、(1)アンザリ湿原保全のための総合的なマスタープラン(以下、「M/P」)の作成、(2)パイロット活動(M/Pにおいて特定された対策の一部)の実施、(3)湿原管理能力向上のための関係機関及び職員を対象としたキャパシティデベロップメントの支援を行った。M/Pにおいては、湿原生態管理計画、環境教育計画、組織制度計画、流域管理計画、下水排水管理計画、廃棄物管理計画、の6つのサブプランが提言された。

これを受けイラン国政府は次のステップとして、M/Pの主要項目のうちサブプランのからにあたる、湿原保全メカニズムの構築、ゾーニングの詳細な枠組みの構築等に係る技術協力プロジェクトを我が国政府に要請した。

この要請を受けJICAは、環境庁テヘラン本庁、ならびにギラン州事務所をカウンターパート(以下、「C/P」)機関として、2007年11月から2012年8月まで(休止期間(2008年10月~2011年3月)を除く)の3年間で「アンザリ湿原環境管理プロジェクト」(以下、フェーズ)を実施し、アンザリ湿原管理委員会(以下、「AWMC」)の設立、水質モニタリング手法の確立、ゾーニング計画の策定、環境教育・エコツーリズムに係るアクションプラン作成等を行った。

しかしながら、浸出水、土砂流出、下水排水対策等、湿原環境の改善に必要な課題は未だ多く、数多くの実施機関の連携が必要な湿原保全のためには体制も対策もまだ不十分であったため、湿原の環境悪化は進行した。そのためイラン国よりフェーズ にて確立されたアンザリ湿原管理の基礎システム強化への更なる支援、湿原管理を実施するための能力強化、他地域・国への普及、M/Pで提唱されている流域管理、下水排水管理、廃棄物管理を含めた総合的湿原管理等を含む継続的支援等を目的として、イラン国「アンザリ湿原環境管理プロジェクトフェーズ 」(以下、本プロジェクト)が我が国政府に要請された。本プロジェクトではM/Pで提言された流域管理、下水・排水管理、廃棄物管理にも対処すべく、フェーズ の成果の強化も含めた総合湿原管理を確立するために実施する。

6 業務の範囲及び内容

(1)業務対象地域

ギラン州アンザリ湿原流域

(2)相手国関係機関

環境庁、環境庁ギラン州事務所、農業開発推進省、森林牧草地流域管理機構、ギラン州自然資源局、エネルギー省、ギラン州上下水道公社、地方上下水道公社、内務省、教育省、地元NGO、ギラン州文化・遺産・手工芸・観光局、港湾海洋事務所等

- (3)業務内容
- 1. AWMCの能力を強化する。
- 1-1 AWMC事務局の調整能力を強化する。
- 1-2 AWMCの指示のもと、効果的な湿原管理のための制度的枠組みを提案、技術小委員会(以下、「SC(Sub-

Committee)」)を組織し、定期的にその会合を開催する。

- 1-3 1-2で組織したSC毎に環境モニタリングに必要なデータの収集と分析を行い、その結果をAWMCを通じて関係機関と共有する。
- 1-4 SC毎で課題分析、計画策定を実施し、AWMCを通じてアクションプランを策定する。
- 1-5 アンザリ湿原の保全活動に、計画・実施・モニター・計画更新のプロジェクトサイクルを定着させる。
- 1-6 SCごとに能力強化研修計画(対象者、ベースライン、ゴール及び職務能力の定義、習得目標、研修方法、評価方法、コスト、並びに実施スケジュール)を立案する。
- 1-7 1-6で立案した研修計画を実施し、能力強化研修の習熟度と結果を評価する。
- 1-8 アンザリ湿原のモントルーレコードからの除外を目標とした、ロードマップを作成する。
- 2. 共同で実施するパイロットアクションが特定され、実施される。
 - 2-1 1-4で策定したアクションプランの中からラピッドサーベイを実施し、共同パイロットアクションを選定する。
 - 2-2 土壌侵食、汚水水質、固形廃棄物等の各モニタリング、環境教育並びにエコツーリズム等の、アンザリ湿原の流域管理のための共同パイロットアクションの実施計画を作成する。
 - 2-3 認可された共同パイロットアクションを実施し、モニターする。
- 3. 得られた知見と経験が、国内及び海外に共有される。
 - 3-1 一般市民がイラン国内の湿原保全に関する関心が高まることを目指して、AWMC の活動内容に関する情報提供と広報活動を行う。
 - 3-2 セミナーやワークショップ等を開催し、プロジェクトの活動から得られた知見や経験をイラン国内の他の保全区域の利害関係者との共有を行い、普及させる。
 - 3-3 プロジェクトの教訓を他の国々と共有するために、国際会議への参加、セミナーの開催等を行う。
 - 3-4 アンザリ湿原をモントルーレコードから除外することを目指す戦略を明らかにするため、ラムサール条約事務局との対話のチャンネルを開く。

7 成果品等

- (1) インセプションレポート(2014年3月下旬)
- (2)業務進捗報告書(第1年次)(2015年3月下旬)
- (3)業務進捗報告書(第2年次)(2016年3月下旬)
- (4)業務進捗報告書(第3年次)(2017年3月下旬)
- (5)業務進捗報告書(第4年次)(2018年3月下旬)
- (6)業務完了報告書(第5年次)(2019年3月下旬)
- 8 主要な分野及び評価対象予定者
- (1)総括/総合湿原管理(評価対象予定者)
- (2)環境工学1(湿原保全/モニタリング)(評価対象予定者)
- (3)流域管理1(流域・森林保全)
- (4)流域管理2(河川・砂防)(評価対象予定者・対象国経験・語学能力評価せず)
- (5) 固形廃棄物管理
- (6) 汚水管理
- (7) エコツーリズム
- (8)環境教育
- (9)業務調整/環境工学2

業務管理グループ制度を適用予定

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定。
- ・2013年10月に詳細計画策定調査実施済み。
- ・2013年12月にR/D締結済。

注:本案件概要は予定段階のものですので詳細については変更される場合もあります。